

第57号議案

中間市事務分掌条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

中間市長 福田 浩

中間市事務分掌条例の一部を改正する条例

中間市事務分掌条例（平成17年中間市条例第29号）の一部を次のように改正する。
第2条中「次の」の次に「表の」を加え、同条の表中

「

- (17) 防災及び災害救助に関すること。
- (18) 病院事業の清算及び同事業に係る諸証明に関すること。

を

」

「

- (17) 防災及び災害救助に関すること。

に、

」

「

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 児童、母子等の福祉に関すること。
- (3) 子育て支援等、こども育成に関すること。
- (4) 福祉施設及び社会援護に関すること。
- (5) 児童保育に関すること。
- (6) 介護保険に関すること。
- (7) 身体障害者及び高齢者の福祉に関すること。
- (8) 国民健康保険の給付に関すること。
- (9) 保健医療に関すること。
- (10) 後期高齢者医療に関すること。

を

」

「

- (1) 福祉施設及び社会援護に関すること。
- (2) 身体障害者及び高齢者の福祉に関すること。
- (3) 国民健康保険の給付に関すること。
- (4) 後期高齢者医療に関すること。
- (5) 保健医療に関すること。
- (6) 病院事業の清算及び同事業に係る諸証明に関すること。
- (7) 児童、母子等の福祉に関すること。
- (8) 児童保育に関すること。
- (9) 子育て支援等、こども育成に関すること。
- (10) 介護保険に関すること。
- (11) 生活保護に関すること。

に

」

改める。

第3条中「、必要な」を「必要な」に、「別に」を「、別に」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

中間市事務分掌条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部の事務分掌は、次の表のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 防災及び災害救助に関すること。</u></p> <p>市民部</p> <p>(略)</p> <p>保健福祉部</p> <p><u>(1) 福祉施設及び社会援護に関すること。</u></p> <p><u>(2) 身体障害者及び高齢者の福祉に関すること。</u></p> <p><u>(3) 国民健康保険の給付に関すること。</u></p> <p><u>(4) 後期高齢者医療に関すること。</u></p> <p><u>(5) 保健医療に関すること。</u></p> <p><u>(6) 病院事業の清算及び同事業に係る諸証明に関すること。</u></p> <p><u>(7) 児童、母子等の福祉に関すること。</u></p> <p><u>(8) 児童保育に関すること。</u></p> <p><u>(9) 子育て支援等、こども育成に関すること。</u></p> <p><u>(10) 介護保険に関すること。</u></p> <p><u>(11) 生活保護に関すること。</u></p> <p>建設産業部</p> <p>(略)</p> <p>環境上下水道部</p> <p>(略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 防災及び災害救助に関すること。</u></p> <p><u>(18) 病院事業の清算及び同事業に係る諸証明に関すること。</u></p> <p>市民部</p> <p>(略)</p> <p>保健福祉部</p> <p><u>(1) 生活保護に関すること。</u></p> <p><u>(2) 児童、母子等の福祉に関すること。</u></p> <p><u>(3) 子育て支援等、こども育成に関すること。</u></p> <p><u>(4) 福祉施設及び社会援護に関すること。</u></p> <p><u>(5) 児童保育に関すること。</u></p> <p><u>(6) 介護保険に関すること。</u></p> <p><u>(7) 身体障害者及び高齢者の福祉に関すること。</u></p> <p><u>(8) 国民健康保険の給付に関すること。</u></p> <p><u>(9) 保健医療に関すること。</u></p> <p><u>(10) 後期高齢者医療に関すること。</u></p> <p>建設産業部</p> <p>(略)</p> <p>環境上下水道部</p> <p>(略)</p>

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。